

予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）等に関する
意見募集について

電力広域的運営推進機関が令和6年7月1日付けで「予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）」及び「予備電源契約約款（案）」に対する意見募集を行ったところ、第94回総合資源エネルギー調査会電力・ガス基本政策小委員会制度検討作業部会「参考資料4 予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）」から変更が生じました。

意見募集の概要は以下のとおり、意見募集を踏まえた変更点は別紙のとおりです。

1. 意見募集実施期間等

- （1）実施主体：電力広域的運営推進機関
- （2）実施期間：令和6年7月1日（月）～令和6年7月30日（火）
- （3）実施方法：電力広域的運営推進機関ホームページに掲載
- （4）意見提出方法：電力広域的運営推進機関へ電子メール

2. 意見募集結果

意見提出件数：7件（募集要綱：5件、約款：2件）

3. 御意見及び御意見に対する考え方

- （1）結果の公示日：令和6年8月30日（金）
- （2）公示の方法：電力広域的運営推進機関ホームページに掲載
(https://www.occto.or.jp/iken/2024/240701_ikenboshu.html)

意見募集を実施した際の案からの変更点

予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）等に関する意見募集を実施した際の、「予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）」及び「予備電源契約約款（案）」からの変更点は以下のとおりです。

＜予備電源募集要綱（2025年度・2026年度制度適用開始向け）（案）＞

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
第1章2.（3）	落札した事業者は本機関との間で予備電源契約の書を締結をしていただきます。	技術的修正
第2章2.（2）	本機関は原則として、予備電源募集の運営を通じて取得した情報を、業務規程第8条に定める秘密情報として取り扱います。ただし、国または国の関係機関、電気供給事業者である者もしくは電気供給事業者と見込まれる者からの依頼により情報提供を行う場合があります。また、応札事業者が電力・ガス取引監視等委員会（以下、「監視等委」といいます。）に提供した情報について、本機関に共有いただく場合があります。	技術的修正
第2章3.	<p>（略）</p> <p>電力広域的運営推進機関 予備電源制度 問い合わせ窓口 （応札に関するお問い合わせ） メールアドレス：yobi_osatsu@occto.or.jp XXXX@occto.or.jp</p> <p>（その他のお問い合わせ） メールアドレス：yobi_inquiry@occto.or.jp XXXX@occto.or.jp</p> <p>資源エネルギー庁 電力基盤整備課 予備電源制度 問い合わせ窓口 （制度全般に関するお問い合わせ） メールアドレス：bzl-yobi-dengen@meti.go.jp XXXX@meti.go.jp</p> <p>電力・ガス取引監視等委員会 予備電源制度 問い合わせ窓口</p>	技術的修正

	(応札価格に関するお問い合わせ) メールアドレス： bzl-backup-power@meti.go.jp XXXX@meti.go.jp									
第3章1.(1)	<p>(1) 募集スケジュールは以下^{※1}のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>期間</th> <th>概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2024年8月30日(金) 下毎 ~ 2024年9月30日(月) 下毎</td> <td>応札の受付期間 (20 営業日 程度)</td> </tr> <tr> <td>2024年 10XX-月 1XX-日 (火 X) ~ 2024年 12XX-月 20XX 日 (金 X)</td> <td>審査期間^{※2}</td> </tr> <tr> <td>2024年 12XX-月 25日 (水) 頃</td> <td>落札結果の公表期日^{※3}</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>※2: 落札候補電源を対象に、電力・ガス取引監視等委員会(以下、「監視等委」といいます。)により、応札事業者が提出した応札価格の監視が行われ、落札結果は監視終了後に公表します。詳細については、「予備電源制度ガイドライン」を参照ください。</p>	期間	概要	2024年8月30日(金) 下毎 ~ 2024年9月30日(月) 下毎	応札の受付期間 (20 営業日 程度)	2024年 10XX -月 1XX -日 (火 X) ~ 2024年 12XX -月 20XX 日 (金 X)	審査期間 ^{※2}	2024年 12XX -月 25日 (水) 頃	落札結果の公表期日 ^{※3}	技術的修正
期間	概要									
2024年8月30日(金) 下毎 ~ 2024年9月30日(月) 下毎	応札の受付期間 (20 営業日 程度)									
2024年 10XX -月 1XX -日 (火 X) ~ 2024年 12XX -月 20XX 日 (金 X)	審査期間 ^{※2}									
2024年 12XX -月 25日 (水) 頃	落札結果の公表期日 ^{※3}									
第3章3.(1)	<p>(略)</p> <p>イ 想定立ち上げコストの提出 (略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 本機関は、短期立ち上げ・長期立ち上げの予備電源かを問わず、立ち上げプロセスへの 応札 単価価格 が、本募集で提出した想定立ち上げコストを 上回らない大きく乖離が無い ことを確認します。 	技術的修正								
第4章1.(2)	<p>(略)</p> <p>イ 別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」の記載のとおり、予備電源の応札の目安とする価格は、容量市場の過去4年度間における経過措置を考慮した総平均単価の平均値(6,429円/kW)とし、予備電源の応札単価はこれを下回ることとします。</p> <p>ウ 応札価格に織り込むことが認められるコストについても は 別途公表されている「予備電源制度ガイドライン」を参照してください。</p>	御意見を踏まえた修正								
第4章2.(2)	2024年 9XX -月 30XX -日 (月 XX 曜日) 17xx 時必着	技術的修正								

第4章2.(4)	(略) イ 提案書・誓約書はZIPファイルに変換し、ファイルの名称を「事業者名_応札電源名_提案書・誓約書」として、以下のメールアドレスに送付してください。 [メールアドレス] : yobi_osatsu-XXXX @occto.or.jp	技術的修正
様式2-1	項目番号11 項目 制度適用期間中に供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間	御意見を踏 まえた修正

様式 2-3	<p>(注意事項)</p> <p>(略)</p> <p>・ 制度適用期間、制度適用前から行う修繕等※1※2、及び制度適用期間中に供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間※3について、各時系列が分かるように記載すること。</p> <p>(略)</p> <p>※3 供給力を提供出来ないリクワイアメントを満たせない期間がある場合は、その詳細理由についても提出すること。</p> <p>(略)</p>		御意見を踏 まえた修正							
	<p style="text-align: center;">制度適用期間中に供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間の詳細</p>									
	<p>(注意事項) ・ 事前の連絡無くリクワイアメントを満たさない場合、経済的ペナルティ(10%)が科される。</p>									
	1	<p>制度適用期間中に供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間及び容量</p>		<table border="1"> <tr> <td>供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間</td> <td>年 月 日から 年 月 日まで</td> </tr> <tr> <td>供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量</td> <td></td> </tr> <tr> <td>契約容量の一部の場合、供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量</td> <td style="text-align: right;">kW</td> </tr> </table>	供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間	年 月 日から 年 月 日まで	供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量		契約容量の一部の場合、供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量	kW
	供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない期間	年 月 日から 年 月 日まで								
	供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量									
	契約容量の一部の場合、供給力を提供できないリクワイアメントを満たせない容量	kW								
	2	理由								
	3	詳細								
	34	復旧予定日		年 月 日						
45	説明資料等 (必要に応じて添付)									
56	担当者及び連絡先									

様式 2-7	<p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">No.</th> <th style="width: 15%;">項目</th> <th style="width: 10%;">金額</th> <th style="width: 15%;">内容</th> <th style="width: 15%;">実施理由</th> <th style="width: 40%;">所要予定期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">1</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開始 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>終了 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">か月</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">2</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開始 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>終了 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">か月</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(略)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">(以下同様)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">10</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>開始 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>終了 ー 年 ー 月</td> </tr> <tr> <td colspan="4"></td> <td style="text-align: right;">か月</td> </tr> <tr> <td colspan="2">修繕費総額</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td style="text-align: right;">億円</td> </tr> </tbody> </table>	No.	項目	金額	内容	実施理由	所要予定期間	1					開始 ー 年 ー 月					終了 ー 年 ー 月					か月	2					開始 ー 年 ー 月					終了 ー 年 ー 月					か月	(略)					(以下同様)	10					開始 ー 年 ー 月					終了 ー 年 ー 月					か月	修繕費総額					億円	技術的修正
No.	項目	金額	内容	実施理由	所要予定期間																																																															
1					開始 ー 年 ー 月																																																															
					終了 ー 年 ー 月																																																															
					か月																																																															
2					開始 ー 年 ー 月																																																															
					終了 ー 年 ー 月																																																															
					か月																																																															
(略)					(以下同様)																																																															
10					開始 ー 年 ー 月																																																															
					終了 ー 年 ー 月																																																															
					か月																																																															
修繕費総額					億円																																																															
様式 3	<p style="text-align: center;">(略)</p> <p style="text-align: center;">(誓約事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 予備電源募集要綱に従ってしたがって手続きを行うこと。 <p style="text-align: center;">(略)</p> <ol style="list-style-type: none"> 5. 予備電源の応札書類の提出をもって予備電源契約の申込みをしたものとみなし、落札結果の公表日において、貴機関との間で、公表内容に従ったしたがった予備電源契約が成立することに同意すること。 <p style="text-align: center;">(略)</p>	技術的修正																																																																		

	<p>9. 予備電源募集への応札にあたって、個人情報の保護に関する法律その他の法令に従って したがって、個人情報を適切に取り扱うこと。</p>	
--	---	--

<予備電源契約約款（案）>

変更箇所	変更内容（赤字）	備考
第7条1. ②	<p>(略)</p> <p>(2) 予備電源維持運用者が、予備電源制度への応札価格に費用を織り込んでいた修繕のうち、実施不要と判断した修繕費が発生した場合で、かつ、予備電源維持運用者が応札時に予定していなかった修繕を追加的に必要と判断し、本機関へ実施することを申告し、本機関が認めた場合、追加の修繕費を応札時の修繕費を超過しない範囲で差し加えます。なお、差し加えた修繕費を含めた応札価格が、当初の応札価格を超えた場合の修繕費超過分や、本機関へ事前申告がなされていない場合は、電源入札等補填金には含めず、予備電源維持運用者が負担するものとします。</p>	技術的修正
第7条1. ③	<p>(略)</p> <p>この時、応札時の燃料関係費用に代えて、「購入時の燃料単価×応札時に届け出た燃料の量」を算出します。購入時の燃料単価に対しては、以下に定めるとおりとします。また、「購入時の燃料単価×応札時に届け出た燃料の量」の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、予備電源維持運用者は必要な情報の提出等を行うこととします。</p> <p>(1) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積もりに応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも高い燃料単価で燃料を購入した場合、燃料市況価格の変動による差額のみを差し加えて「購入時の燃料単価」とを算出します。</p> <p>(2) 予備電源維持運用者が、応札時の燃料市況価格に基づく燃料単価の見積もりに応札時から購入時の燃料市況価格の変動を反映した値よりも低い燃料単価で燃料を購入した場合、当該燃料単価を差額を差し引いて「購入時の燃料単価」とします。</p>	技術的修正
第7条1. ④	<p>(略)</p> <p>この時、当該燃料費は、「購入時の燃料単価（③で算出したもの）×立ち上げプロセスでの稼働で消費した燃料の量」によって算出します。</p>	技術的修正

	また、立ち上げプロセスを経た稼働に要した燃料費相当分の算出に当たっては、本機関からの求めに従って、 予備電源維持運用者は 必要な情報の提出等を行うこととします。	
第7条3.	各年度の電源入札等補填金の入金期限日は、翌年度の 9 月の末日（当該日が金融機関休業日に該当する場合はその前営業日）とします。	技術的修正
第8条	<p>① 本機関より、予備電源維持運用者に対して、翌年度の6月までに支払金額または、請求金額及びその根拠を通知します。</p> <p>② 予備電源維持運用者は、前号の通知内容に異議がある場合、通知を受けた日から10営業日以内に、本機関に対し、その理由を付して、その旨を通知します。ただし、10営業日以内に予備電源維持運用者が何らの異議を述べなかった場合、電源入札等補填金の金額は、本機関が通知した金額で確定するものとします。</p> <p>(略)</p> <p>④ 電源入札等補填金の金額が翌年度の12月までに確定しなかった場合、本機関が最終的に通知した内容に従ってしたがって、電源入札等補填金の金額が確定するものとします。</p> <p>⑤ 電源入札等補填金の請求金額について、金員の移動が翌年度の3月までに行われなかった場合、翌々年度翌年の支払金額の減額等を行います。</p>	技術的修正
第9条1. ①	予備電源維持運用者が 契約容量の全量または一部の容量の退出を希望し、本機関が退出を認めた場合	技術的修正
第9条1. ⑤	制度適用期間開始までに、属地一般送配電事業者が定める発電量調整供給契約を締結しなかった場合（ ただし 、予備電源維持運用者に帰責性が無い場合を除く。）	技術的修正
第10条1. ①	<p>(略)</p> <p>(2) 長期立ち上げの予備電源：容量市場の追加オークション。ただし、以下④に記載する追加オークションに限ります。</p>	技術的修正
第10条1. ③	予備電源維持運用者は、以下の 容量追加 オークションには応札できないものとします。	技術的修正

第 10 条 2. ③	予備電源維持運用者が立ち上げプロセスに応札したが不落札だった場合、提出書類の不備等、予備電源維持運用者の に 責めに帰すべき事由により適切に応札が行われなかった事実が無いか確認します。	技術的修正
第 10 条 4.	本機関は、第 2 項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 リクワイアメントアセスメント 違反の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。	技術的修正
第 11 条 3.	本機関は、前項のアセスメントの結果に基づき、予備電源維持運用者が第 1 項に定めるリクワイアメントに違反していると判断した場合は、予備電源維持運用者の事業者名、契約電源名、 リクワイアメントアセスメント 違反の事実及びその内容を公表し、第 20 条第 2 項に基づき、本契約を解除することができるものとします。 ただし 、予備電源維持運用者が第 1 項第 1 号のリクワイアメントに違反した場合には、予備電源維持運用者は、本機関に対し、契約電源を稼働させた以降に受領した電源入札等補填金を返還等するものとします。	技術的修正
第 13 条	予備電源維持運用者は、大規模災害等により供給力不足が顕在化し、本機関または監督官庁から立ち上げ要請が行われた場合、当該要請に応じるものとします。 ただし 、当該要請に応じられない合理的な理由があった場合をこの限りではなく、その場合、予備電源維持運用者は、当該理由を本機関及び監督官庁に対して通知するものとします。	技術的修正
第 16 条	<ol style="list-style-type: none"> 1. 契約金額に燃料関係費用が含まれている石油火力の短期立ち上げの予備電源で、契約金額に織り込んだ燃料関係費用で購入した燃料が制度適用期間終了後、または制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働終了後（ただし、制度適用期間終了後に、制度適用期間中に応札を求められた立ち上げプロセスによる稼働が終了した場合に限る）に残存した場合、予備電源維持運用者は、1 年程度以内に当該燃料を用いた売電または当該燃料の転売売却を行うものとします。 2. 前項の売電または燃料の転売売却ために生じた追加費用は、予備電源維持運用者が負担す 	技術的修正

	<p>るものとしします。</p> <p>3. 予備電源維持運用者は、本機関に対し、第 1 項に基づき売電または燃料を転売売却したことにより得た利益の9割90%を還付するものとしします。</p>	
第 17 条 1. ④	第 9 条 第 1 項 第 6 号による退出	御意見を踏まえた修正
第 17 条 3.	不可抗力が制度適用期間中に生じたことにより、予備電源維持運用者が、契約容量の全量または一部を制度退出する場合であっても、本機関は、制度退出となった時点において、予備電源制度のリクワイアメントを遵守するために支出義務が発生している修繕費・休止措置費・燃料関係費用等の 相当額 について、制度退出以降においても支払いを継続するものとしします。	技術的修正
第 18 条 1. ②	第 1918 条に基づく権利義務及び契約上の地位の譲渡がなされた場合	技術的修正
第 18 条 2.	前項の本契約の変更は、本機関の本契約の承認をもって成立するものとしします。 ただし 、前項第 1 号に定める場合には、制度退出後の容量に 従ってしたがって 、本契約は変更されるものとしします。	技術的修正
第 25 条	本契約は、日本語を正文とし、日本法に準拠し、これに 従ってしたがって 解釈されるものとしします。	技術的修正
用語の定義	制度適用期間 予備電源維持運用者が、落札電源について、 本制度のリクワイアメントである「立ち上げプロセスへの応札」 が可能なまま その 休止状態を維持するとして設定し、本機関が認めた期間	技術的修正
全体	ページ番号を付番	技術的修正